

2026年3月3日
広島電鉄株式会社

路面電車の速度向上試験について

広島電鉄株式会社（本社：広島県広島市中区、代表取締役社長：仮井康裕）では、この度、路面電車の速度向上試験を実施します。なお、道路上を自動車と並走する区間において、時速40キロメートルを超えて運転する今回の取り組みは、全国初となります。以下、概要をお知らせします。

■内容

横川線 十日市町停留場から別院前停留場間において、現在40キロメートル以下で走行している1000形試運転車両を時速50キロメートル以下で運転します。

※7号線(横川駅～広島港)、8号線(横川駅～江波)の十日市町停留場～別院前停留場以外の区間における最高速度は、従来通り時速40キロメートルです。

※1000形試運転車両以外は従来通り時速40キロメートル以下で運転します。

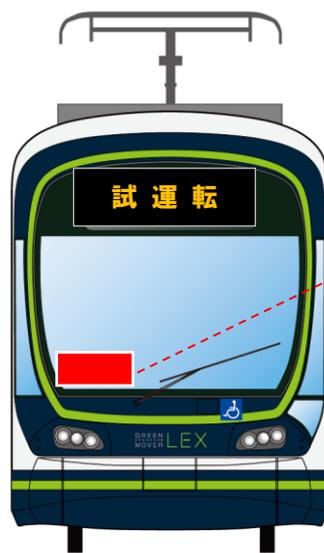
※交通信号や道路状況など、その場の状況に応じて運転するため、必ず時速50キロメートルで運転するものではありません。

対象区間

横川線 十日市町～別院前



1000形試運転車両のイメージ



速度向上試験中
十日市町 ↔ 別院前
最高速度 時速50キロ

■実施時期

2026年3月4日から当面の間

■その他

この取り組みは、国土交通省、警察庁、有識者や軌道事業者で構成される「路面電車の速度向上に係る検討会」における検証の一環として行います。

なお、路面電車の最高速度は軌道運転規則で毎時四十キロメートル以下と定められており、今回の試運転に当たり、当社から国土交通省に軌道運転規則の例外取扱い許可申請を提出し、許可を受けて実施するものです。

今後、試運転を継続し問題ないことが確認されたら、お客様の乗車した7号線(横川駅～広島港)、8号(横川駅～江波)の営業車両で、十日市町停留場と別院前停留場間を運転する際の最高速度を時速50キロメートルで運転します。

これにより、自動車との速度差が少なくなり接触事故の減少や、将来的には速達性向上につながることを考えられます。

以 上